

イノシシを原料とするたん白質の飼料としての利用の評価に関する考え方

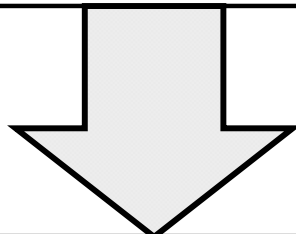
家畜等の飼料の原料としてイノシシを豚と同等に使用可能とする

評価のポイント

1. イノシシと豚は、共にイノシシ科イノシシ属イノシシ種に属し、これまでにイノシシにおけるプリオン病の存在は報告されていない。
2. 食品安全委員会における過去の評価
 - (1) 豚及び家きんが自然状態においてBSEに感染し、BSEを伝達するという科学的根拠はない(平成16年6月24日付け府食第696号)。
 - (2) 魚においてBSEプリオンが増幅し伝達したことを示す科学的知見は確認されていない(平成26年10月7日付け府食第771号)。

管理措置

イノシシ以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないための管理措置が新たに講じられる。



人の健康に及ぼす影響が変わるものではない。